

改正

昭和46年4月1日規則第24号
昭和47年8月1日規則第56号
昭和50年3月31日規則第36号
昭和51年4月1日規則第39号
昭和54年2月1日規則第6号
昭和54年12月25日規則第118号
昭和55年4月1日規則第15号
昭和55年11月21日規則第100号
昭和60年3月12日規則第9号
平成5年6月24日規則第61号
平成7年6月30日規則第44号
平成8年3月22日規則第13号
平成12年3月31日規則第78号
平成13年1月5日規則第8号
平成13年5月17日規則第81号
平成14年3月29日規則第31号
平成15年3月31日規則第60号
平成17年3月28日規則第7号
平成17年3月31日規則第44号
平成17年9月30日規則第72号
平成18年2月9日規則第4号
平成18年3月31日規則第26号
平成19年11月27日規則第73号
平成27年3月31日規則第24号
令和3年3月31日規則第10号
令和4年3月31日規則第30号

都市計画法施行細則をここに公布する。

都市計画に関する手続等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の実施のため、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(土地試掘等の許可申請)

第2条 法第26条第1項の規定に基づき知事の許可を受けようとする者は、土地試掘等の許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 試掘等を行なう位置を表わす図面（縮尺1万分の1以上のもの）
- (2) 試掘等の区域を表わす実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第3条 削除

(開発許可申請書の添付図書)

第4条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか当該開発区域に係る次の各号に掲げる図書（当該開発区域の面積が1ヘクタール未満の当該許可を受けようとする者にあつては、第5号から第8号までに掲げる図書を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の写し
- (3) 造成面積求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 排水流域図及び流量計算書（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (5) 道路縦断面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (6) 排水施設縦断面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (7) 防災計画図
- (8) 開発区域の現況写真
- (9) その他知事が必要と認める図書

(設計説明書等の様式)

第5条 省令第16条第2項の設計説明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 省令第17条第1項第3号の書類の様式は、様式第3号のとおりとする。

(開発行為の許可標識の掲示)

第6条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた工事施行者は、開発行為許可標識(様式第4号)を、当該開発行為に係る工事の期間中、当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定区域の要件に係る細目)

第6条の2 条例第4条第1号エに規定する規則で定める市町は、小野市及びたつの市とし、同号オに規定する規則で定める市町は、加西市とする。

2 条例第4条第2号アに規定する規則で定める指定区域内の道路の幅員は、6メートル(小区間で通行上支障がない場合は、4メートル)以上の幅員とする。

3 条例第4条第2号アに規定する規則で定める指定区域内の道路が接続する指定区域外の道路の幅員は、6.5メートル以上の幅員とする。

4 条例第4条第4号に規定する規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上又は避難上の対策が実施されていると認められる土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

(1) 政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域のうち、これらの区域(同条第6号に掲げる区域にあっては、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域)の指定の解除が見込まれる土地の区域

(2) 政令第29条の9第4号に掲げる区域(土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。)を除く。)のうち、土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されていると認められる土地の区域

(3) 政令第29条の9第6号に掲げる区域のうち、洪水、雨水出水(水防法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合において、住民その他の者が避難場所に避難することができるものと認められる土地の区域

(4) 政令第29条の9第4号又は同条第6号に掲げる区域(同条第4号に掲げる区域にあっては、土砂災害特別警戒区域を除く。)のうち、法第41条第1項の規定に基づき安全上の対策の実施に係る制限を定め、又は法第79条の規定に基づき安全上の対策の実施若しくは避難上の対策の実施に係る条件を付す土地の区域

(5) 前各号に掲げる土地の区域のほか、安全上又は避難上の対策の実施によりこれらの土地の区域と同等以上の安全性が確保されていると認められる土地の区域

(指定区域等の案の公告)

第6条の3 条例第5条第4項（同条第9項又は条例第6条第2項において準用する場合を含む。）

の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定区域又は認定する集落（以下この条において「指定区域等」という。）の名称
- (2) 指定区域に指定しようとする土地又は認定しようとする集落の区域
- (3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途
- (4) 指定区域等の案の縦覧場所

2 指定区域等の案は、次に掲げる図書によって表示するものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書
- (2) 指定区域等の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (3) 指定区域等の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 知事は、条例第5条第8項（同条第9項及び条例第6条第2項において準用する場合を含む。）

の規定による告示をしたときは、直ちに、前項各号に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。

4 第1項及び前項に規定する公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

（市街化を促進しない開発行為の要件に係る細目）

第6条の4 条例第7条第1号に規定する規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上

の対策が実施されていると認められる土地の区域は、政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域（同条第4号に掲げる区域にあつては、土砂災害特別警戒区域に限る。）のうちこれらの区域の指定の解除が見込まれる土地の区域又は安全上の対策の実施により当該区域と同等以上の安全性が確保されていると認められる土地の区域とする。

（まちづくり団体）

第6条の5 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める地域のまちづくりを行っている団体

は、当該団体の組織及び活動内容を考慮して、当該市町の区域内における土地利用計画を作成することができるものとして市町長の認定を受けた団体とする。

（特別指定区域の指定の申出に係る添付図書等）

第6条の6 条例第8条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別指定区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (2) 特別指定区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (3) 第2項第4号アからオまでに掲げる区域を明らかにした土地利用計画図

- (4) 関係住民及び利害関係人の意見書
- (5) 市町長の附属機関で土地利用に関する調査審議を担当するものの意見書
- (6) 前条の団体が作成する土地利用計画にあつては、市町長の意見書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 条例第8条第3項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地利用計画の名称及び区域
- (2) 土地利用計画の目標
- (3) 土地利用の基本方針
- (4) 土地利用計画の区域内における次に掲げる区域の配置
 - ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域
 - イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
 - ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
 - エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域
 - オ 地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域
- (5) 条例第7条第2号の規定により知事の指定を求める土地の区域及び建築物の用途
- (6) 条例第5条第4項及び第5項の規定の例により行う土地利用計画の案に係る公衆の縦覧又は閲覧及び意見書の提出の手續の概要
- (7) 市町長が作成する土地利用計画にあつては、市町長の附属機関で土地利用に関する調査審議を担当するものからの土地利用計画の案についての意見聴取の手續の概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、土地利用に関する事項

3 知事は、条例第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、直ちに、次に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。

- (1) 特別指定区域の名称、特別指定区域に含まれる土地の区域及び予定建築物等の用途を記載した図書
- (2) 特別指定区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (3) 特別指定区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

4 第6条の3第4項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

（市街化を促進しない建築物等）

第6条の7 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。

(1) 条例別表第2の1の項(1)又は(2)に掲げる者が区域区分日前から所有しているもの

(2) 区域区分日の前日における所有者又は相続等によりその地位を承継した当該所有者の直系卑属若しくは2親等以内の親族から当該者の直系卑属又は2親等以内の親族である条例別表第2の1の項(1)又は(2)に掲げる者が、区域区分日以後に相続等により承継し、又は承継することが確実なもの

2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める住宅、同表2の項に規定する規則で定める住宅及び同表3の項に規定する規則で定める住宅は、別表1の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

3 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。

4 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める住宅は、別表2の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

5 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。

6 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める住宅は、別表3の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

7 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める住宅は、別表4の項建築物の欄に掲げる住宅とする。

8 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める建築物は、別表5の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

9 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める規模は、建築物の延べ面積（当該事業所の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）及び敷地面積が建て替え前の建築物の延べ面積及び敷地面積のそれぞれ1.5倍を超えないこととする。

10 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める研究施設は、別表6の項建築物の欄に掲げる研究施設とする。

11 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める介護老人保健施設は、別表7の項建築物の欄に掲げる介護老人保健施設とする。

12 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める神社、寺院、教会等又は納骨堂は、別表8の項建築物の欄に掲げる神社、寺院、教会等又は納骨堂とする。

13 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める建築物は、別表9の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

14 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める規模及び同表16の項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 条例別表第2の15の項及び16の項に掲げる建築物のうち住宅であるもの 住宅の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積の1.1倍を超えず、かつ、敷地面積が500平方メートル以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.1倍を超えないこと。

(2) 条例別表第2の15の項及び16の項に掲げる建築物のうち住宅以外の建築物であるもの 建築物の延べ面積（事業所の場合にあつては、当該事業所の業務に従事する者のための福利厚生施設の用に供される部分の面積を除く。）及び敷地面積が建て替え前の建築物の延べ面積及び敷地面積のそれぞれ1.5倍を超えないこと。

15 条例別表第2の16の項に規定する規則で定めるときは、建て替えを行うことのできる市街化区域内の土地の位置、交通上の利便等からみて、当該土地に移転することにより現に営む事業の利益を著しく損なうことが見込まれるとき、又は当該土地から通勤し、通学し、若しくは通院することにより社会生活上の利便を著しく損なうことが見込まれるときとする。

16 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる建築物を建築しようとする者の直系尊属とする。

17 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める建築物は、別表10の項建築物の欄に掲げる建築物とする。

（開発行為に係る協議の手続）

第6条の8 法第34条の2第1項の規定による協議は、法第29条第1項又は第2項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

（変更の許可の申請等）

第6条の9 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第4号の2）に省令第28条の3に規定する添付図書のほか第4条各号に掲げる図書（当該変更後の開発区域の面積が1ヘクタール未満となる場合における当該許可を受けようとする者にあつては、同条第5号から第8号までに掲げる図書を除く。）のうち変更しようとする事項に係るものを添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議は、法第35条の2

第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第6条の10 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書(様式第4号の3)に、第4条第3号から第9号までに掲げる図書(当該開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合における当該届出をしようとする者にあつては、同条第5号から第8号までに掲げる図書を除く。)のうち変更しようとする事項に係るものを添えて、これを知事に提出しなければならない。

(開発行為の変更の許可標識の掲示)

第6条の11 第6条の規定は、法第35条の2第1項の許可を受けた工事施行者について準用する。

(工事完了公告の方式)

第7条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、兵庫県公報に登載して行なうものとする。

(建築承認の申請等)

第8条 法第37条第1号の規定により開発工事の完了の公告前に建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書(様式第5号)に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 法第41条第2項ただし書の規定に基づき知事の許可を受けようとする者は、建築形態制限区域内における建築許可申請書(様式第6号)に、当該申請に係る次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 法第34条の2第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第41条第2項ただし書の規定による協議は、同項ただし書の許可の申請の手続の例により行うものとする。

4 法第42条第1項ただし書の規定に基づき知事の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の用途変更等許可申請書（様式第7号）に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 用途別現況図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(建築物の新築等の許可の申請等)

第8条の2 法第43条第1項の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書に、同条第2項に規定する図書のほか当該申請に係る次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (2) 地図等の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 敷地求積図
- (5) 敷地断面図
- (6) 平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 法第43条第3項の規定による協議は、同条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

(地位承継の届出)

第9条 法第44条の規定に基づく被承継人の有していた開発許可又は建築許可に基づく地位を承継した者は、当該承継の事由の発生後遅滞なく、開発許可又は建築許可に基づく地位承継届出書（様式第8号）に、承継の事由を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位承継の承認申請)

第10条 法第45条の規定による知事の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位承継承認申請書（様式第9号）に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 承継の原因を証する書類
- (2) 土地の登記事項証明書

- (3) 地図等の写し
- (4) 土地所有者等関係権利者の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(事業予定地の指定等の申出)

第11条 都市計画施設の区域内の土地で、法第55条第2項の規定に基づき事業予定地の指定の申し出をしようとする者は、事業予定地指定申出書（様式第10号）に、当該事業予定地に係る次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 土地の位置を表わす図面（縮尺1万分の1以上のもの）
- (2) 土地の区域及び字界を表わす実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 土地の買取りの申出又は先買いに応ずる資金計画書
- (4) その他知事が必要と認めた図書

2 法第55条第2項の規定に基づく土地の買取りの申し出及び法第57条第2項本文の規定に基づく届出の相手方として定めるべきことの申し出をしようとする者は、土地買取り等の相手方となることの申出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(土地の買取り申出)

第12条 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申し出をしようとする者は、土地買取申出書（様式第12号）に、当該土地に係る次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事（法第55条第4項の規定により土地の買取りの相手方として公告がされた者があるときは、その者）に提出しなければならない。

- (1) 土地の位置図（縮尺1万分の1以上のもの）
- (2) 土地の区域を表わす実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 当該土地を所有することを証する登記事項証明書
(土地の有償譲渡に関する届出等)

第13条 省令第43条第2項の土地有償譲渡届出書、省令第55条第2項の土地建物等有償譲渡届出書及び省令第56条の買取請求書には、当該届出又は請求に係る次の各号に掲げる図書を添えて、これを知事（法第55条第4項の規定により土地の有償譲渡に関する届出の相手方として公告された者があるときは、その者）又は事業施行者に提出しなければならない。

- (1) 物件の所在を表す位置図（縮尺1万分の1以上のもの）
- (2) 物件の区域を表す実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 物件を所有することを証する登記事項証明書

(土地の形質変更等の許可の申請)

第14条 都市計画事業の認可又は都市計画事業の変更の認可等の告示後において、法第65条第1項の規定に基づき知事の許可を受けようとする者は、都市計画事業地内工作物新築等許可申請書(様式第13号)に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 建築物等の位置を表わす図面(縮尺1万分の1以上のもの)
- (2) 建築物等の配置及び周囲の状況を現わし、当該建築物の建築等に関連して必要な都市計画区域及び都市計画事業地区域を付記した配置図(縮尺500分の1以上のもの)
- (3) 主要構材の配置及び寸法等を記入した平面図、立面図及び断面図(縮尺300分の1以上のもの)
- (4) その他知事が必要と認める図書
(監督処分 of 標識の様式)

第15条 法第81条第4項に規定する標識の様式は、様式第13号の2のとおりとする。

(身分証明書の様式)

第16条 法第27条第1項及び第2項の規定による身分証明書の様式は、様式第14号のとおりとし、法第82条第2項の規定による身分証明書の様式は、様式第15号のとおりとする。

(開発許可等不要証明書の交付の申請)

第17条 省令第60条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、開発許可等不要証明申請書(様式第16号)に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺25,000分の1以上のもの)
- (2) 付近見取図(縮尺3,000分の1以上のもの)
- (3) 地図等の写し
- (4) 敷地求積図
- (5) 土地利用計画図
- (6) 敷地断面図
- (7) 平面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(提出書類の部数)

第18条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(兵庫県住宅地造成事業に関する法律施行細則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 兵庫県住宅地造成事業に関する法律施行細則 (昭和40年兵庫県規則第76号)

(2) 住宅地造成事業に関する法律施行令第1条ただし書に規定する規模を定める規則 (昭和44年兵庫県規則第46号)

(3) 都市計画法第65条第1項の許可の申請に関する規則 (昭和44年兵庫県規則第59号)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和39年法律第160号) 第3条第1項の規定により住宅地造成事業規制区域として指定されている土地の区域における住宅地造成事業に関しては、当該土地につき、法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められるまでの間は、前項第1号及び第2号の規定による廃止にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の都市計画が定められるまでの間に当該住宅地造成事業規制区域内において工事に着手した住宅地造成事業については、第2項第1号及び第2号の規定による廃止にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際すでに第2項第3号の規定による廃止前の都市計画法第65条第1項の許可の申請に関する規則の規定に基づきなされた手続は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則 (昭和46年4月1日規則第24号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年8月1日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事に着手している開発行為については、改正後の都市計画法施行細則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年3月31日規則第36号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第39号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年2月1日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和54年12月25日規則第118号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に工事に着手している開発行為については、改正後の都市計画法施行細則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年4月1日規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年11月21日規則第100号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年11月28日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に工事に着手している開発行為については、改正後の都市計画法施行細則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月12日規則第9号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月24日規則第61号）

この規則は、平成5年6月25日から施行する。

附 則（平成7年6月30日規則第44号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第13号抄）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成12年 3 月31日規則第78号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 1 月 5 日規則第 8 号）

この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年 5 月17日規則第81号）

この規則は、平成13年 5 月18日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日規則第31号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日規則第60号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 3 の項建築物の欄(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年 3 月31日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日規則第72号）

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月 9 日規則第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) (略)
- (2) (前略) 第7条の規定 平成18年3月20日
- (3) (略)

附 則 (平成18年3月31日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日規則第73号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都市計画に関する手続等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項及び第4項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第1項の開発工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書又は同条第4項の予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の用途変更等許可申請書に添付すべき図書について適用する。
- 3 改正後の規則様式第4号の規定は、施行日以後に改正後の規則第6条（改正後の規則第6条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき掲示する開発行為許可標識について適用する。

附 則 (令和3年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則 (令和4年3月31日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条の7関係）

区分	建築物
1 条例別表第2の1の項から3の項までに規定する規則で定める住宅	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積が500平方メートル以下であること。</p>
2 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める住宅	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えないこと。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積が500平方メートル以下であること。</p>
3 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める住宅	<p>次のいずれにも該当する住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えないこと。</p> <p>(2) 現敷地に加えた土地の面積が収用された土地の面積の1.5倍を超えないこと。</p>
4 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める住宅	<p>建築物の増築又は建て替えを併せて行う場合にあっては、建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であるか、又は建て替え前の建築物の延べ面積を超えない住宅</p>
5 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める建築物	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1) 市町が条例により設置し、及び管理するものであること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する建築物にあっては戸数が建て替え前の戸数の1.5倍を超えず、その他の建築物にあっては戸数が建て替え前の戸数の1.2倍を超えないこと。</p> <p>ア 現敷地に建築するものであること。</p> <p>イ 建築物の容積率が10分の8以下で、かつ、建ぺい率が10分の4以下であること。</p>

	<p>(3) 建築物の建ぺい率が10分の5以下であること。</p> <p>(4) 建築物の高さが12メートル以下であること。ただし、周辺の土地利用の状況を勘案して環境上及び景観上の対策を講じることにより周辺の環境と調和すると認められる場合は、この限りでない。</p>
6 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める研究施設	農林漁業若しくはこれに関連する事業又は地場産業の振興に資する事業に係る研究を行う研究施設
7 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める介護老人保健施設	<p>入所定員が次のいずれにも該当する介護老人保健施設</p> <p>(1) 100名以下（介護老人保健施設を建築しようとする土地が存する市町が、福祉に関する施策に基づき、介護老人保健施設の入所定員の上限を100名を超えない範囲で定めたときは、当該上限以下）であること。</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する兵庫県介護保険事業支援計画において定める同条第2項第1号に規定する必要入所定員総数以下であること。</p>
8 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める神社、寺院、教会等又は納骨堂	<p>次のいずれにも該当する神社、寺院、教会等又は納骨堂</p> <p>(1) 建築物の延べ面積が500平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積が2,000平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 神社、寺院、教会等にあつては、参拝者のための宿泊施設等の開発区域周辺の市街化調整区域に居住する者の宗教活動のための施設以外の施設を併設しないものであること。</p> <p>(4) 納骨堂にあつては、神社、寺院、教会等と同一の敷地内に併設するもので、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の許可を受けることが確実であると見込まれるものであること。</p>
9 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める建築物	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <p>(1) 管理事務所</p> <p>(2) 倉庫</p> <p>(3) キャンプ場のバンガローその他の工作物の利用の目的を達成</p>

	<p>するために当該工作物に附帯する建築物</p> <p>(4) 工作物を利用する者のための食堂、売店、便所又は休憩所</p>
10 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める建築物	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1) 長屋又は共同住宅にあつては、戸数が建て替え前の戸数を超えないこと。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積が容積率の制限に適合する最小限の面積の1.1倍を超えないこと。</p>

様式第1号 (第2条関係)

土地試掘等の許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 () -

電子メール

〇〇〇都市計画〇〇〇を決定 (変更) するため、下記土地の区域について調査の必要があるので、土地の試掘 (ボーリング) 及びこれに伴う障害物の伐除の許可を申請します。

記

試掘等を行う土地の区域

試掘等を必要とする理由

試掘等を必要とする土地及び周辺の概況

注 「試掘等を行う土地の区域」は、市町の字まで記入してください。

様式第2号（第5条関係）

表

設 計 説 明 書

住 所

設計者

氏 名

開発区域に含まれる地域の名称		事業主名					
1 設計の方針	事業目的						
	基本的方針						
	その他						
2 開発区域内の土地の現況	地域地区等	都市計画区域等	市街化区域・市街化調整区域・区域区分が定められていない都市計画区域・準都市計画区域・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域				
		地域地区					
	地目別概要	区 分	宅 地	農 地	山 林	その他	計
		面 積 (平方メートル)					
		比 率 (パーセント)					
	所有別概要	区 分	自己所有	買収予定	地主所有	その他	計
		面 積 (平方メートル)					
		比 率 (パーセント)					
	3 開土発地区利用計画	区 分	住宅用地	公共の用に供する空地	住宅用宅地以外の宅地	その他の土地	計
面 積 (平方メートル)							
比 率 (パーセント)							

4 公共施設の整備計画	区分	道路	公園	下水道	緑地	広場
	面積 (平方メートル)					
	比率 (パーセント)					
	区分	河川	運河	水路	消防の用に供する貯水施設	計
	面積 (平方メートル)					
	比率 (パーセント)					

裏

5 街区設定画	個人住宅用 宅地の規模	100平方メートル以上 150平方メートル未満のもの	150平方メートル以上 200平方メートル未満のもの	200平方メートル以上 250平方メートル未満のもの	250平方メートル以上のもの	計	
	同 上 の 宅 地 の 数						
6	資金計画	開発（施行）費	¥ 千円	自己資金	¥ 千円	借入金	¥ 千円
7	7 必要な事項 他項						

(注意)

- 1 開発区域を工区に分けるときは、2～5欄について、別に工区別に記載した内訳を添付してください。
- 2 土地利用計画、公共施設の整備計画、街区設定計画については、3～5欄に記入するほか、次の事項を包括的に明記した図面（縮尺1000分の1程度）を添付してください。
 - (1) 公共の用に供する土地の管理帰属区分及びその配置
 - (2) 街区の配置及びその番号

- (3) 予定される建築物の配置、規模、構造及び用途
- (4) 住宅用地及び公共用地以外の土地の配置及び用途
- (5) 消防の用に供する水利点及び貯水施設の位置
- (6) 開発区域外の公共施設の位置及び規模
- (7) その他必要な事項

3 記入上の注意

- (1) 1の「事業の目的」欄は、自己の居住又は業務の用に供する建築物及び宅地分譲、建売住宅付分譲造成後一括譲渡、社員住宅の建設等の区分を記入してください。
- (2) 1の「基本的方針」欄は、設計上考慮した周辺との関連、開発区域内の計画上特に配慮した事項等を記入してください。
- (3) 1の「その他」の欄は、開発区域外に土捨場、土取場等があるときは、その位置及び搬入搬出の経路等のことを記入してください。
- (4) 2の「地域地区等」欄は、「都市計画区域等」欄にあっては開発区域の全部又はその一部が該当するものを○で囲み、「地域地区」欄にあっては都市計画法第8条第1項各号に規定する地域、地区又は街区の名称を記入してください。
- (5) 2の「地主所有」欄は、事業施行後地主に還元する予定の土地の現況面積を記入してください。
- (6) 4の内容は、3の「公共の用に供する空地」欄の内容を示すもので、したがって、4の「計」欄は、3の「公共の用に供する空地」欄と同じ面積及び比率になるよう記入してください。なお、開発区域外の公共施設の用地の面積については、別紙に添付してください。
- (7) 7の「その他必要な事項」欄は、教育施設、医療施設、官公庁施設、購売施設、その他の公益的施設及び上水道供給施設、ガス供給施設、街路照明施設等のある場合に、その概要を記入してください。

様式第3号（第5条関係）

土地所有者等関係権利者の同意書

開発行為を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

開発区域に含まれる地域の名称

上記に係る開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権利の対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名及び連絡先
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール
()				電話 () - 電子メール

- 注
- (1) 権利の対象物欄は、土地、池沼、建築物等の別を記入し、() 内には、土地については地目を、建築物については用途を記入してください。
 - (2) 権利の種類欄には、所有権、賃借権その他の権利を記入してください。

様式第4号（第6条、第6条の11関係）

← 100センチメートル →			
開発行為許可標識			
開発許可の年月日 及び番号	年	月	日 第 号
工事の期間	年	月	日から 年 月 日まで
開発区域に含まれる 地域の名称			
開発区域の面積			
工事の名称			
許可を受けた者の 住所及び氏名	電話		
工事施工者の 住所及び氏名	電話		
設計者氏名	工事現場 管理者氏名		

80
センチメートル

80
センチメートル

様式第4号の2 (第6条の9関係)

開発行為変更許可申請書

<p>都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p>申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>.....</p> <p>氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>.....</p> <p>電話 () -</p> <p>電子メール</p>	<p>※手数料欄</p>																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:30%;"></th> <th style="width:30%; text-align: center;">変 更 前</th> <th style="width:30%; text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 に 係 る 事 項</td> <td>1 開発区域に含まれる地域の名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 開発区域の面積</td> <td style="text-align: center;">平方メートル</td> <td style="text-align: center;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 予定建築物等の用途</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 設 計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 工事施行者住所氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 法第34条の該当号及び該当する理由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 資 金 計 画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 の 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">開 発 許 可 番 号 ・ 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>				変 更 前	変 更 後	変 更 に 係 る 事 項	1 開発区域に含まれる地域の名称			2 開発区域の面積	平方メートル	平方メートル	3 予定建築物等の用途			4 設 計			5 工事施行者住所氏名			6 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別			7 法第34条の該当号及び該当する理由			8 資 金 計 画			変 更 の 理 由				開 発 許 可 番 号 ・ 年 月 日		年 月 日	
		変 更 前	変 更 後																																			
変 更 に 係 る 事 項	1 開発区域に含まれる地域の名称																																					
	2 開発区域の面積	平方メートル	平方メートル																																			
	3 予定建築物等の用途																																					
	4 設 計																																					
	5 工事施行者住所氏名																																					
	6 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別																																					
	7 法第34条の該当号及び該当する理由																																					
	8 資 金 計 画																																					
変 更 の 理 由																																						
開 発 許 可 番 号 ・ 年 月 日		年 月 日																																				
<p>※受付欄</p>	<p>※許可書欄</p>																																					
<p>※備 考</p>																																						

注 ※印は、記入しないでください。

様式第4号の3 (第6条の10関係)

開 発 行 為 変 更 届 出 書

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更を届け出ます。

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

		変 更 前	変 更 後
変 更 に 係 る 事 項	1 予定建築物等の敷地の形状		
	2 工事施行者住所氏名		
	3 工事着手予定年月日		
	4 工事完了予定年月日		
変 更 の 理 由			
開 発 許 可 番 号 ・ 年 月 日		年 月 日	

※受付欄

※備 考

注 ※印は、記入しないでください。

様式第5号（第8条関係）

開発工事完了公告前の建築物の建築
又は特定工作物の建設承認申請書

年 月 日	
兵庫県知事	様
申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
.....	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
.....	
電話（.....）..... -	
電子メール.....	
開発許可番号・年月日	年 月 日
建築物又は特定工作物の敷地の所在地及び面積	平方メートル
予定建築物等の用途	
予定の建築物の棟数及び戸数	
申請の理由	
※受付欄	※承認欄
※備考	

注 ※印は、記入しないでください。

様式第6号（第8条関係）

建築形態制限区域内における建築許可申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p>申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>.....</p> <p>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>.....</p> <p>電話（.....）.....</p> <p>電子メール.....</p>	<p>※手数料欄</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">開発許可又は変更の許可番号・年月日</td> <td style="width: 60%; padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物の敷地の所在及び地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予 定 建 築 物 の 用 途</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発許可又は変更の許可に付された制限の内容</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">許可を受けようとする内容</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申 請 の 理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		開発許可又は変更の許可番号・年月日	年 月 日	建築物の敷地の所在及び地番		予 定 建 築 物 の 用 途		開発許可又は変更の許可に付された制限の内容	許可を受けようとする内容			申 請 の 理 由	
開発許可又は変更の許可番号・年月日	年 月 日												
建築物の敷地の所在及び地番													
予 定 建 築 物 の 用 途													
開発許可又は変更の許可に付された制限の内容	許可を受けようとする内容												
申 請 の 理 由													
<p>※受付欄</p> <p>※備考</p>	<p>※許可書欄</p>												

注 ※印は、記入しないでください。

様式第7号（第8条関係）

予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の用途変更等許可申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p>申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>.....</p> <p>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>.....</p> <p>電話（ ） -</p> <p>電子メール</p>	<p>※手数料欄</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">開発許可又は変更の許可番号・年月日</td> <td style="width: 60%; padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">完了公告の番号・年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発許可又は変更の許可を受けた予定建築物等の用途</td> <td style="padding: 5px;">許可を受けようとする建築物又は特定工作物の用途</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申請の理由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		開発許可又は変更の許可番号・年月日	年 月 日	完了公告の番号・年月日	年 月 日	建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番		開発許可又は変更の許可を受けた予定建築物等の用途	許可を受けようとする建築物又は特定工作物の用途			申請の理由	
開発許可又は変更の許可番号・年月日	年 月 日												
完了公告の番号・年月日	年 月 日												
建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番													
開発許可又は変更の許可を受けた予定建築物等の用途	許可を受けようとする建築物又は特定工作物の用途												
申請の理由													
<p>※受付欄</p> <p>※備考</p>	<p>※許可書欄</p>												

- 注（１）棟数単位に申請してください。
- （２）※印は、記入しないでください。

様式第8号（第9条関係）

開発許可又は建築許可に基づく地位承継届出書（一般承継）

兵庫県知事 殿 届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話（.....） 電子メール.....	年 月 日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td>被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承継年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開発許可番号・年月日 建築許可番号・年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>承継の原因</td> <td></td> </tr> </table>	承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル	被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名		承継年月日	年 月 日	開発許可番号・年月日 建築許可番号・年月日	年 月 日	承継の原因		
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル										
被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名											
承継年月日	年 月 日										
開発許可番号・年月日 建築許可番号・年月日	年 月 日										
承継の原因											
※受付欄	※備考										

注 ※印は、記入しないでください。

様式第9号（第10条関係）

開発許可に基づく地位承継承認申請書（特定承継）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 殿</p> <p>申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>.....</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>.....</p> <p>電話（ ） -</p> <p>電子メール.....</p>	<p>※手数料欄</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積</td> <td style="width: 60%; padding: 5px; text-align: right;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承 継 年 月 日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発許可番号・年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承 継 の 原 因</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル	被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名		承 継 年 月 日	年 月 日	開発許可番号・年月日	年 月 日	承 継 の 原 因	
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル										
被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名											
承 継 年 月 日	年 月 日										
開発許可番号・年月日	年 月 日										
承 継 の 原 因											
<p>※受付欄</p> <p>※備考</p>	<p>※承認欄</p> 										

注 ※印は、記入しないでください。

年 月 日

兵庫県知事 殿

申出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） -

.....
電子メール

事業予定地指定申出書

都市計画法第55条第1項の規定により、下記都市計画施設の区域を事業予定地に指定するよう申し出ます。

記

- 1 都市計画施設の種類及び名称
- 2 指定する土地の区域
- 3 指定を必要とする理由
- 4 都市計画決定年月日及び告示番号

注 「指定する土地の区域」は、市、町の字まで記入してください。

兵庫県知事 殿

申出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） -

.....
電子メール

土地買取り等の相手方となることの申出書

都市計画法第55条第2項の規定により、下記都市計画施設（市街地開発事業）に係る土地の買取り申立の相手方及び土地の有償譲渡に関する届出の相手方を次のとおり定めるよう申し出ます。

記

- 1 都市計画施設（市街地開発事業）の種類及び名称
- 2 土地の買取り申立の相手方
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 3 土地の有償譲渡に関する届出の相手方
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日

兵庫県知事 様

土地の買取り申出人 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

土地買取り申出書

都市計画法第56条第1項の規定により、下記土地を買い取るよう申し出ます。

記

1 買取りを申し出る土地

所 在 地	地 目	地 積

2 都市計画法第55条第1項の規定による建築物の建築の不許可により土地の利用に著しく支障を来すこととなった状況

3 その他参考となるべき事項

注（1）「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載してください。

（2）「地積」の欄には、登記簿に登記された地積を記載し、実測地積が判明しているときは、当該実測地積を（ ）書で記載してください。

（3）「その他参考となるべき事項」については、買取希望価額及び都市計画法第55条第1項の規定による建築物の建築の不許可通知の年月日、通知番号等を記載してください。

様式第13号（第14条関係）

都市計画事業地内工作物新築等許可申請書

<p>都市計画法第65条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 100px;">.....</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin-left: 100px;">.....</p> <p style="margin-left: 100px;">電話（.....）.....</p> <p style="margin-left: 100px;">電子メール.....</p> <p style="margin-left: 200px;">代理人 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 100px;">.....</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin-left: 100px;">.....</p> <p style="margin-left: 100px;">電話（.....）.....</p> <p style="margin-left: 100px;">電子メール.....</p>			
申請者の資格 （土地所有権者又は借地権者等）			
行為地の位置 （市郡町番地）		都市計画事業 の名称	
許可申請事項	<input type="checkbox"/> 工作物（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 除却） <input type="checkbox"/> 建築物（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転） <input type="checkbox"/> 土地の形質変更		
敷地面積	建築面積又は 工事面積	地目	
工事の概要（規模、工作物の構造等）及び目的			
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日

- 注 1 代理人により申請する場合は、代理権を証する委任状を添付してください。
- 2 申請者が借地権者等であるときは、その土地使用承認証を添付してください。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 付近見取図（都市計画事業として認可された区域を表示し、方位及び周囲の状況を付記したもの）
- (2) 配置図（工作物等の位置を表示し、方位及び周囲の状況を付記したもの）
- (3) 平面図、立面図及び断面図（縮尺300分の1以上とし、主要構材の配置及び寸法を記入したもの）
- (4) その他設計又は施行を明示するために必要な書類及び図面

<p>都市計画法による命令の公告</p>	
命令に係る土地（建築物、 工作物、物件）の所在地
命令を受けた者の氏名
<p>この土地（建築物、工作物、物件）について、上記の者が行った行為（ ）は、都市計画法に違反しているので、同法第81条第1項 の規定に基づき を命じたものである。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>兵庫県知事</p>	
<p>注 1 この標識は、都市計画法第81条第3項の規定に基づき設置したものである。</p>	
<p>2 この標識を損壊した者は、公文書等毀棄罪^きで罰せられることがある。</p>	

45センチメートル

60
センチ
メートル

様式第14号 (第16条関係)
表

第	号	身 分 証 明 書	
職		氏 名	
		生年月日	
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第25条及び第26条の規定により立入調査をし、障害物の伐除、土地の試掘を行うことのできる者であることを証明する。			
	年	月	日
		兵庫県知事	印

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

← 9 センチメートル →

裏

都 市 計 画 法 抜 す い	
(調査のための立入り等)	
第25条 都道府県知事は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行なう必要があるときは、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者、若しくは委任した者に立ち入らせることができる。	
(障害物の伐除及び土地の試掘等)	
第26条 前条第1項の規定により他人の土地に立ち入って測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり市町村長の許可を受けて障害物を伐除し、知事の許可を受けて土地の試掘等を行なうことができる。	

様式第15号（第16条関係）
表

第	号	身 分 証 明 書	
職		氏 名	
		生年月日	
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。			
	年 月 日		
		兵庫県知事	印

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

← 9センチメートル →

裏

都 市 計 画 法（抜粋）	
（立入検査）	
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

開発許可等不要証明申請書

<p>都市計画法施行規則第60条の規定により、開発許可等を要しない旨の証明書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p>申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>.....</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>.....</p> <p>電話（.....）.....</p> <p>電子メール.....</p>	<p>※手数料欄</p>		
<p>1 建築しようとする者の住所及び氏名</p>			
<p>2 建築地の所在、地番、地目及び面積</p>		地 目	
		面 積	平方メートル
<p>3 区 域 区 分</p>	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域		
<p>4 建築物等の用途</p>			
<p>5 建築物等の構造及び規模</p>	構 造	造 建	
	面 積	平方メートル	高 さ
			メートル
<p>6 その他必要な事項</p>			
<p>※受付欄</p>	<p>※証明年月日及び番号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>		
	<p>※備考</p>		

注 ※印は、記入しないでください。